

新潟市告示第411号

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、新潟市會津八一記念館の観覧料等の徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和6年5月15日

新潟市長 中原 八一

記

- 1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 公益財団法人會津八一記念館
所在地 新潟市中央区万代3丁目1番1号
- 2 徴収事務を行わせる歳入
新潟市會津八一記念館の観覧料等
- 3 指定公金事務取扱者として指定した日
令和6年4月1日
- 4 徴収事務を委託した日
令和6年4月1日
- 5 徴収事務を行わせる期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで